

別紙

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改 正 後			改 正 前		
引用の法令番号一覧表			引用の法令番号一覧表		
索引	法令名	法令番号	索引	法令名	法令番号
か	(省略)	(省略)	か	(同左)	(同左)
	外国為替及び外国貿易法	昭和 24 年法律第 228 号		(同左)	(同左)
	<u>外国弁護士による法律事務の取扱</u>	<u>昭和 61 年法律第 66 号</u>		(新設)	(新設)
き	<u>いに関する特別措置法</u>		き	(同左)	(同左)
	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)
	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)
こ	行政事件訴訟法	昭和 37 年法律第 139 号	こ	(同左)	(同左)
	<u>行政書士法</u>	<u>昭和 26 年法律第 4 号</u>		(新設)	(新設)
	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)
し	<u>公認会計士法</u>	<u>昭和 23 年法律第 103 号</u>	し	(新設)	(新設)
	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)
	(削除)	(削除)		<u>国税犯則取締法</u>	<u>明治 33 年法律第 67 号</u>
せ	(省略)	(省略)	せ	(同左)	(同左)
	自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令	昭和 37 年政令第 329 号		(同左)	(同左)
	<u>司法書士法</u>	<u>昭和 25 年法律第 197 号</u>		(新設)	(新設)
せ	<u>社会保険労務士法</u>	<u>昭和 43 年法律第 89 号</u>	せ	(新設)	(新設)
	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)
	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)
せ	政府保管有価証券取扱規程	大正 11 年大蔵省令第 8 号	せ	(同左)	(同左)
	<u>税理士法</u>	<u>昭和 26 年法律第 237 号</u>		(同左)	(同左)
				(新設)	(新設)

改 正 後				改 正 前			
	と	(省略) (省略) 土地改良法 <u>土地家屋調査士法</u> (省略)	(省略) (省略) 昭和 24 年法律第 195 号 <u>昭和 25 年法律第 228 号</u> (省略)		と	(同左) (同左) (同左) (新設) (同左)	(同左) (同左) (同左) (新設) (同左)
	へ	<u>弁護士法</u> <u>弁理士法</u>	昭和 24 年法律第 205 号 平成 12 年法律第 49 号		(新設)	(新設) (新設)	(新設) (新設)
主要省略用語一覧表				主要省略用語一覧表			
索引	省略用語	条項	省略された用語	索引	省略用語	条項	省略された用語
こ	(省略)	(省略)	(省略)	こ	(同左)	(同左)	(同左)
	公売の日	第 95 条関係 2	公売の日(期間入札又は期間競り売りの場合には、入札期間又は競り売り期間の始期の属する日)		(同左)	(同左)	(同左)
	<u>合名会社等</u>	<u>第 33 条関係 3</u>	<u>合名会社若しくは合資会社又は税理士法人、弁護士法人、外国法事務弁護士法人、監査法人、特許業務法人、司法書士法人、行政書士法人、社会保険労務士法人若しくは土地家屋調査士法人</u>		(新設)	(新設)	(新設)
	(省略)	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)	(同左)
の	納税義務者	○第 159 条関係 2	所得税法その他の税法に規定する納税義務があると認められる者のうち、 <u>通則法第 11 章《犯則事件の調査及び処分》</u> の規定による差押え、 <u>押収等</u> の処分を受けた者	の	納税義務者	○第 159 条関係 2	所得税法その他の税法に規定する納税義務があると認められる者のうち、 <u>国税犯則取締法</u> の規定による差押え、 <u>領置等</u> の処分を受けた者
	(省略)	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)	(同左)

改 正 後				改 正 前			
む	<u>無限責任社員</u>	<u>第 33 条関係 3</u>	<u>法第 33 条の「社員」又は「無限責任社員」</u>	む	(新設)	(新設)	(新設)
	無償譲渡等の処分	○第 39 条関係 6	無償又は著しく低い額の対価による譲渡(担保の目的とする譲渡を除く。)、債務の免除その他第三者に利益を与える処分		(同左)	(同左)	(同左)
	(省略)	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)	(同左)
国税徴収法基本通達主要項目目次				国税徴収法基本通達主要項目目次			
第32条関係 第二次納税義務の通則				第32条関係 第二次納税義務の通則			
<u>第二次納税義務者を主たる納税者とする第二次納税義務</u>				<u>第二次納税義務に係る国税についての第二次納税義務</u>			
第33条関係 <u>合名会社等の社員</u> の第二次納税義務				第33条関係 <u>無限責任社員</u> の第二次納税義務			

改 正 後	改 正 前
第14条関係 担保を徴した国税の優先 担保財産があるとき (担保提供に関する規定) 1 国税についての担保の提供に関する法律の規定としては、おおむね次に掲げるものがある。 (1) 納税の猶予、納期限の延長等の場合 通則法第46条第5項《納税の猶予の場合の担保の徴取》、第52条第6項《納税の猶予等の保証人についての準用》、法第32条第3項《納税の猶予等の第二次納税義務者についての準用》、第152条第3項、第4項《換価の猶予に係る分割納付、通知等》、租税特別措置法第40条の3の4第2項《内部取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》、第41条の19の5第13項《国外所得金額の計算の特例》、第66条の4の2第2項《国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》、第66条の4の3第14項《外国法人の内部取引に係る課税の特例》、第67条の18第13項《国外所得金額の計算の特例》、第68条の88の2第2項《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》、第68条の107の2第13項《連結法人の連結国外所得金額の計算の特例》、第70条の4第1項《農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免除》、第70条の6第1項《農地等についての相続税の納税猶予及び免除等》、第70条の6の4第1項《山林についての相続税の納税猶予及び免除》、第70条の7第1項《非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除》、第70条の7の2第1項《非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除》、第70条の7の4第1項《非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除》、第70条の7の5第1項《医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除》、第70条の7の8第1項《医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除》、消費税法第51条《引取りに係る課税貨物についての納期限の延長》、酒税法第30条の6《納期限の延長》、たばこ税法第22条《納期限の延長》、揮発油税法第13条《納期限の延長》、地方揮発油税法第8条第1項《担保の提供》、石油ガス税法第20条《納期限の延長》、石油石炭税法第18条《納期限の延長》、所得税法第132条第2項《延払条件付譲渡に係る所	第14条関係 担保を徴した国税の優先 担保財産があるとき (担保提供に関する規定) 1 国税についての担保の提供に関する法律の規定としては、おおむね次に掲げるものがある。 (1) 納税の猶予、納期限の延長等の場合 通則法第46条第5項《納税の猶予の場合の担保の徴取》、第52条第6項《納税の猶予等の保証人についての準用》、法第32条第3項《納税の猶予等の第二次納税義務者についての準用》、第152条第3項、第4項《換価の猶予に係る分割納付、通知等》、租税特別措置法第40条の3の4第2項《内部取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》、第41条の19の5第10項《国外所得金額の計算の特例》、第66条の4の2第2項《国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》、第66条の4の3第11項《外国法人の内部取引に係る課税の特例》、第67条の18第10項《国外所得金額の計算の特例》、第68条の88の2第2項《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》、第68条の107の2第10項《連結法人の連結国外所得金額の計算の特例》、第70条の4第1項《農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免除》、第70条の6第1項《農地等についての相続税の納税猶予及び免除等》、第70条の6の4第1項《山林についての相続税の納税猶予及び免除》、第70条の7第1項《非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除》、第70条の7の2第1項《非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除》、第70条の7の4第1項《非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除》、第70条の7の5第1項《医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除》、第70条の7の8第1項《医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除》、消費税法第51条《引取りに係る課税貨物についての納期限の延長》、酒税法第30条の6《納期限の延長》、たばこ税法第22条《納期限の延長》、揮発油税法第13条《納期限の延長》、地方揮発油税法第8条第1項《担保の提供》、石油ガス税法第20条《納期限の延長》、石油石炭税法第18条《納期限の延長》、所得税法第132条第2項《延払条件付譲渡に係る所

改正後	改正前
得税額の延納》、第137条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》、第137条の3第1項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》、相続税法第38条第4項《相続税及び贈与税の延納の場合の担保の提供》 (2)～(4) (省略)	得税額の延納》、第137条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》、第137条の3第1項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》、相続税法第38条第4項《相続税及び贈与税の延納の場合の担保の提供》 (2)～(4) (同左)
第22条関係 担保権付財産が譲渡された場合の国税の徴収 (国税に不足すると認められるとき) 4 法第22条第1項の「国税に不足すると認められるとき」とは、法第22条第4項の通知を発する時の現況において、納税者に帰属する財産（国税につき徴している担保財産で、第三者に帰属しているもの及び保証人の保証を含み、法施行地域内にある財産に限る。）で滞納処分（交付要求及び参加差押えを含む。）により徴収できるものの価額が、納税者の国税の総額に満たないと客観的に認められるときをいう（平成27.11.6最高判参照）。 なお、上記の判定は、滞納処分を現実に執行した結果に基づいてする必要はないものとする（昭和47.5.25最高判参照）。 この場合における財産の価額の算定については、平成26.6.27付徴徴3ー7「公売財産評価事務提要の制定について」（事務運営指針）に定めるところによるが、次のことに留意する。 (1)～(6) (省略) (7) 保証人の保証については、保証に係る国税の額の範囲内において、保証人に帰属する財産の<u>価額</u>を算定する。	第22条関係 担保権付財産が譲渡された場合の国税の徴収 (国税に不足すると認められるとき) 4 法第22条第1項の「国税に不足すると認められるとき」とは、法第22条第4項の通知を発する時の現況において、納税者に帰属する財産（国税につき徴している担保財産で、第三者に帰属しているもの及び保証人の保証を含み、法施行地域内にある財産に限る。）で滞納処分（交付要求及び参加差押えを含む。）により徴収できるものの価額が、納税者の国税の総額に満たないと客観的に認められるときをいう（平成27.11.6最高判参照）。 なお、上記の判定は、滞納処分を現実に執行した結果に基づいてする必要はないものとする（昭和47.5.25最高判参照）。 この場合における財産の価額の算定については、平成26.6.27付徴徴3ー7「公売財産評価事務提要の制定について」（事務運営指針）に定めるところによるが、次のことに留意する。 (1)～(6) (同左) (7) 保証人の保証については、保証に係る国税の額の範囲内において、保証人に帰属する財産の<u>処分予定価額</u>を算定する。
第32条関係 第二次納税義務の通則 (徴収しようとする金額) 4 納付通知書に記載すべき令第11条第1項第3号《納付通知書の記載事項》の「徴収しようとする金額」については、それぞれ次に掲げる旨を記載するものとする。	第32条関係 第二次納税義務の通則 (徴収しようとする金額) 4 納付通知書に記載すべき令第11条第1項第3号《納付通知書の記載事項》の「徴収しようとする金額」については、それぞれ次に掲げる旨を記載するものとする。

改 正 後	改 正 前
(1) <u>合名会社等の社員</u>の第二次納税義務（法第33条）については、主たる納税者の滞納国税（第二次納税義務の基因となった国税に限る。以下4において同じ。）の全額 (2)・(3) （省略）	(1) <u>無限責任社員</u>の第二次納税義務（法第33条）については、主たる納税者の滞納国税（第二次納税義務の基因となった国税に限る。以下4において同じ。）の全額 (2)・(3) （同左）
（納付等） 20 <u>第二次納税義務者による納付又は第二次納税義務者について過誤納金等</u>（国税に係る過誤納金、国税に関する法律の規定による国税の還付金及びこれらについての還付加算金をいう。以下同じ。）の充当等があったことにより、その第二次納税義務が消滅したときは、主たる納税者の国税は、その範囲内において消滅する。また、主たる納税者の国税について納付、過誤納金等の充当、税額を減少させる更正等があったことにより、その国税の一部が消滅したときは、なお主たる納税者の国税の残額の範囲内において、その第二次納税義務者の第二次納税義務は存続する。	（納付等） 20 <u>第二次納税義務者が、その第二次納税義務について納付、過誤納金等</u>（国税に係る過誤納金、国税に関する法律の規定による国税の還付金及びこれらについての還付加算金をいう。以下同じ。）の充当等があったことにより、その第二次納税義務が消滅したときは、主たる納税者の国税は、その範囲内において消滅する。また、主たる納税者の国税について納付、過誤納金等の充当、税額を減少させる更正等があったことにより、その国税の一部が消滅したときは、なお主たる納税者の国税の残額の範囲内において、その第二次納税義務者の第二次納税義務は存続する。
（第二次納税義務を負うべき者の破産との関係） 27 第二次納税義務を負うべき者が破産手続開始の決定を受けた場合には、次のことに留意する。 (1) 破産手続開始の決定前に納付通知書による告知をした<u>第二次納税義務に係る請求権</u>は、その納期限から1年を経過していないものに限り、財団債権（破産法第148条第1項第3号）に該当すること（第47条関係40(注)1参照）。 (2) 破産手続開始の決定前に第二次納税義務の成立要件を満たしている場合（ただし、徴収すべき額に不足するかどうかの判定については第33条関係1、第22条関係4参照）において、破産手続開始の決定後に納付通知書による告知をした<u>第二次納税義務に係る請求権</u>は、財団債権に該当すること。	（第二次納税義務を負うべき者の破産との関係） 27 第二次納税義務を負うべき者が破産手続開始の決定を受けた場合には、次のことに留意する。 (1) 破産手続開始の決定前に納付通知書による告知をした第二次納税義務は、その納期限から1年を経過していないものに限り、財団債権（破産法第148条第1項第3号）に該当すること（第47条関係40(注)1参照）。 (2) 破産手続開始の決定前に第二次納税義務の成立要件を満たしている場合（ただし、徴収すべき額に不足するかどうかの判定については第33条関係1、第22条関係4参照）において、破産手続開始の決定後に納付通知書による告知をした第二次納税義務は、財団債権に該当すること。
（時効の中断） 28 <u>第二次納税義務者について生じた時効中断の効力</u>は、主たる納税者には及ばないが、主たる納税者<u>について生じた時効中断の効力</u>は、<u>第二次納税義務者</u>に及ぶものとする	（時効の中断） 28 <u>第二次納税義務の時効中断の効力</u>は、主たる納税者の<u>納税義務</u>には及ばないが、主たる納税者の<u>納税義務の時効中断の効力</u>は、<u>第二次納税義務</u>に及ぶものとする

改正後	改正前
(民法第457条第1項参照)。 なお、主たる納税者の納税義務が時効の完成により消滅するおそれがある場合には、その納税義務の存在確認の訴えの提起等時効中断の措置をとることに留意する(平成6.6.28名古屋地判等参照)。この場合において、国がこの訴訟に勝訴したときは、主たる納税者の国税の徴収権の消滅時効は10年になる(通則法第72条第3項、民法第174条の2第1項)。 第二次納税義務者を主たる納税者とする第二次納税義務 30 第二次納税義務者がその第二次納税義務を履行しない場合において、その第二次納税義務について更に第二次納税義務の成立要件を満たす第三者がいるときは、その第二次納税義務者を主たる納税者として、その第三者に対し、更に第二次納税義務を負わせることができる。 なお、第二次納税義務の成立要件との関係から、<u>第二次納税義務者を主たる納税者とする第二次納税義務が成立しない場合がある</u>。例えば、特定の国税(実質所得者課税の原則により課された国税等)についてだけ第二次納税義務を追及できるととされている場合においては、第二次納税義務は、この特定の国税に該当しない。 第33条関係 <u>合名会社等の社員</u>の第二次納税義務 納税義務を負う者 (<u>合名会社等</u>) 2 法第33条の「合名会社」、<u>「税理士法人」、「弁護士法人」、「外国法事務弁護士法人」、「特許業務法人」、「司法書士法人」、「行政書士法人」、「社会保険労務士法人」及び「土地家屋調査士法人」とは、社員の全部が無限責任社員からなる会社又は税理士法等の規定により設立された法人をいい(会社法第576条第2項、第580条第1項、<u>税理士法第48条の21第1項、弁護士法第30条の15第1項、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第50条の13第2項、弁理士法第47条の4第1項、司法書士法第38条第1項、行政書士法第13条の21第1項、社会保険</u></u>	(民法第457条第1項参照)。 なお、主たる納税者の納税義務が時効の完成により消滅するおそれがある場合には、その納税義務の存在確認の訴えの提起等時効中断の措置をとることに留意する(平成6.6.28名古屋地判等参照)。この場合において、国がこの訴訟に勝訴したときは、主たる納税者の国税の徴収権の消滅時効は10年になる(通則法第72条第3項、民法第174条の2第1項)。 第二次納税義務に係る国税についての第二次納税義務 30 第二次納税義務者がその第二次納税義務を履行しない場合において、その第二次納税義務について更に第二次納税義務の成立要件を満たす第三者がいるときは、その第二次納税義務者を主たる納税者として、その第三者に対し、更に第二次納税義務を負わせることができる。 なお、第二次納税義務の成立要件との関係から<u>第二次納税義務に係る国税についての第二次納税義務が成立しない場合がある</u>。例えば、特定の国税(実質所得者課税の原則により課された国税等)についてだけ第二次納税義務を追及できるととされている場合においては、第二次納税義務<u>に係る国税</u>は、この特定の国税に該当しない。 第33条関係 <u>無限責任社員</u>の第二次納税義務 納税義務を負う者 (<u>合名会社又は合資会社</u>) 2 法第33条の「合名会社」とは、社員の全部が無限責任社員からなる会社をいい(会社法第576条第2項、第580条第1項参照)、「合資会社」とは、社員が有限責任社員と無限責任社員とからなる会社をいう(<u>同法第576条第3項、第580条参照</u>)。

改 正 後	改 正 前
<u>労務士法第25条の15の3第1項、土地家屋調査士法第35条の3第1項参照）、「合資会社」とは、社員が有限責任社員と無限責任社員とからなる会社をいい（会社法第576条第3項、第580条参照）、「監査法人」とは、公認会計士法の規定により設立された法人であって、その社員の全部が有限責任社員からなる法人（有限責任監査法人）及びその社員の全部が無限責任社員からなる法人（無限責任監査法人）をいう（公認会計士法第1条の3第4項、第5項、第34条の7第4項、第5項、第34条の10の6第1項、第7項参照）。</u> （社員又は無限責任社員） 3 法第33条の「社員」又は「無限責任社員」<u>（以下単に「無限責任社員」という。）</u>とは、<u>合名会社若しくは合資会社又は税理士法人、弁護士法人、外国法事務弁護士法人、監査法人、特許業務法人、司法書士法人、行政書士法人、社会保険労務士法人若しくは土地家屋調査士法人（以下「合名会社等」という。）の債務につき、一定の条件の下に、合名会社等の債権者に対し、直接に連帯無限の責任を負担する社員をいう（会社法第580条第1項、税理士法第48条の21第1項、弁護士法第30条の15第1項から第3項まで、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第50条の13第2項、公認会計士法第34条の10の6第1項から第3項まで、弁理士法第47条の4第1項から第3項まで、司法書士法第38条第1項から第3項まで、行政書士法第13条の21第1項、社会保険労務士法第25条の15の3第1項から第3項まで、土地家屋調査士法第35条の3第1項から第3項まで）。</u> <u>（注） この条の規定により第二次納税義務を負う監査法人の社員は、無限責任監査法人の社員に限られる。</u> （新入社員等の責任） 4 <u>合名会社等</u>が成立した後に無限責任社員となった者（例えば、新たに無限責任社員として加入した者、合資会社又は監査法人の有限責任社員から無限責任社員となった者、無限責任社員の持分を譲り受けた者、定款の定めるところに従い被相続人に代わって無限責任社員となった相続人等をいう。）は、無限責任社員となる前に納税義務が成立した<u>合名会社等</u>の国税についても責任を負う（会社法第605	（社員又は無限責任社員） 3 法第33条の「社員」又は「無限責任社員」とは、<u>会社</u>の債務につき、一定の条件の下に、<u>会社債権者</u>に対し、直接に連帯無限の責任を負担する社員をいう（会社法第580条第1項）。 （新設） （新入社員等の責任） 4 <u>会社</u>が成立した後に無限責任社員となった者（例えば、新たに無限責任社員として加入した者、合資会社の有限責任社員から無限責任社員となった者、無限責任社員の持分を譲り受けた者、定款の定めるところに従い被相続人に代わって無限責任社員となった相続人等をいう。）は、無限責任社員となる前に成立した<u>会社</u>の国税についても責任を負う（会社法第605条、第583条第1項）。

改 正 後	改 正 前
条、第583条第1項、第604条、第585条第1項、第608条第1項、<u>税理士法第48条の21第1項、弁護士法第30条の30第1項、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第50条の13第2項、公認会計士法第34条の22第1項、第34条の23第3項、弁理士法第55条第1項、司法書士法第46条第2項、行政書士法第13条の21第1項、社会保険労務士法第25条の25第1項、土地家屋調査士法第41条第2項</u>）。 （退社した社員等の責任） 5 退社又は持分の全部を譲渡した無限責任社員及び合資会社又は監査法人の無限責任社員から有限責任社員となった者は、本店の所在地において退社の登記又は責任変更の登記をする前に<u>納税義務が成立した合名会社等の国税について責任を負うが、この責任は、その登記後2年以内に納付通知書による告知又はその予告をしなかった場合には、登記後2年（除斥期間）を経過した時に消滅する（会社法第612条、第586条、第583条第3項、第4項、税理士法第48条の21第1項、弁護士法第30条の15第7項、第30条の30第1項、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第50条の13第2項、公認会計士法第34条の10の6第11項、第34条の22第1項、第34条の23第3項、弁理士法第47条の4第7項、第55条第1項、司法書士法第38条第6項、第46条第2項、行政書士法第13条の21第1項、社会保険労務士法第25条の15の3第6項、第25条の25第1項、土地家屋調査士法第35条の3第6項、第41条第2項）</u>。 上記の予告については、<u>合名会社等の国税の納税義務が成立した後は、その確定前においても、これを行うことができる。また、この予告は、書面により、将来納付通知書による告知をすることがある旨を記載して行うものとする。</u> （解散後の責任） 6 <u>合名会社等</u>が解散した場合において、本店所在地において解散の登記をした後5年以内に納付通知書による告知又はその予告をしなかったときは、無限責任社員の責任は、その登記後5年（除斥期間）を経過した時に消滅する（会社法第673条第1項、<u>税理士法第48条の21第2項、弁護士法第30条の30第2項、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第50条の13第2項、公認会計士法第34条の22</u>	（退社した社員等の責任） 5 退社又は持分の全部を譲渡した無限責任社員及び合資会社の無限責任社員から有限責任社員となった者は、本店の所在地において退社の登記又は責任変更の登記をする前に成立した<u>会社</u>の国税について責任を負うが、この責任は、その登記後2年以内に納付通知書による告知又はその予告をしなかった場合には、登記後2年（除斥期間）を経過した時に消滅する（会社法第612条、第586条、第583条第3項、第4項）。 上記の予告については、<u>合名会社又は合資会社</u>の国税の納税義務が成立した後確定前においても、これを行うことができる。また、この予告は、書面により、将来納付通知書による告知をすることがある旨を記載して行うものとする。 （解散後の責任） 6 <u>合名会社又は合資会社</u>が解散した場合において、本店所在地において解散の登記をした後5年以内に納付通知書による告知又はその予告をしなかったときは、無限責任社員の責任は、その登記後5年（除斥期間）を経過した時に消滅する（会社法第673条第1項）。

改 正 後	改 正 前
<u>第2項、弁理士法第55条第2項、司法書士法第46条第3項、行政書士法第13条の21第2項、社会保険労務士法第25条の25第2項、土地家屋調査士法第41条第3項）。</u> （無限責任社員の相続人） 7 無限責任社員が死亡した場合には、死亡前に<u>納税義務が成立した合名会社等</u>の国税についての無限責任社員の責任は相続人に承継されるが、死亡後退社登記前に<u>納税義務が成立した合名会社等</u>の国税についての無限責任社員の責任は承継されない（昭和10.3.9大判参照）。 なお、相続人が承継する責任の存続期間は、被相続人の負担する責任の存続期間の残存期間であるから、例えば、その無限責任社員が死亡により退社したとき又は既に生前退社していたときは、本店所在地における退社の登記の日から2年間であり、解散登記後に死亡したときは、解散登記の日から5年間である。 納税義務の範囲 （不足額との関係） 8 無限責任社員から徴収することができる金額は、<u>合名会社等から滞納処分により徴収することができる滞納に係る国税（退社又は持分の全部を譲渡した無限責任社員及び合資会社又は監査法人の無限責任社員から有限責任社員となった者にあつては、本店の所在地において退社の登記又は責任変更の登記をする前に納税義務が成立した合名会社等の国税に限る。）</u>の全額であつて、<u>合名会社等の財産が徴収すべき国税の額に不足すると認められる場合のその不足する額に限られない。</u> （連帯納付義務） 9 （省略） 第34条関係 清算人等の第二次納税義務 納税義務の範囲（第1項関係）	（無限責任社員の相続人） 7 無限責任社員が死亡した場合には、死亡前に成立した<u>会社</u>の国税についての無限責任社員の責任は相続人に承継されるが、死亡後退社登記前に成立した<u>会社</u>の国税についての無限責任社員の責任は承継されない（昭和10.3.9大判参照）。 なお、相続人が承継する責任の存続期間は、被相続人の負担する責任の存続期間の残存期間であるから、例えば、その無限責任社員が死亡により退社したとき又は既に生前退社していたときは、本店所在地における退社の登記の日から2年間であり、解散登記後に死亡したときは、解散登記の日から5年間である。 納税義務の範囲 （不足額との関係） 8 無限責任社員から徴収することができる金額は、<u>合名会社又は合資会社</u>から滞納処分により徴収することができる滞納に係る国税の全額であつて、<u>会社財産</u>が徴収すべき国税の額に不足すると認められる場合のその不足する額に限られない。 （連帯納税義務） 9 （同左） 第34条関係 清算人等の第二次納税義務 納税義務の範囲（第1項関係）

改 正 後	改 正 前
(責めに任ずる) 7 法第34条第1項ただし書の「責めに任ずる」とは、清算人は分配等をした財産の価額を、分配等を受けた者はその受けた財産の価額を、それぞれ限度として第二次納税義務を負うことをいう。 (注) <u>合名会社等</u>が解散した場合において、清算人及び残余財産の分配等を受けた者が、無限責任社員に該当し、法第33条《<u>合名会社等の社員</u>の第二次納税義務》に規定する第二次納税義務を負う場合には、法第34条第1項の規定は適用されない(法第34条第1項かつこ書)。 (第二次納税義務者相互の関係) 10 同一の分配等に基づく法第34条第1項の第二次納税義務者が2人以上ある場合には、それらの者相互の関係は、次のとおりとする。 なお、2回以上の分配等が行われ、それぞれの分配等ごとに法第34条第1項の第二次納税義務者がある場合においては、第二次納税義務者の1人につき生じた事由は、異なる回の分配等に基づく第二次納税義務者には、影響を及ぼさない。この場合において、<u>第二次納税義務者による納付又は第二次納税義務者について過誤納金等の充当等があったことにより、主たる納税者の国税が消滅したときは、その主たる納税者の国税につき生じた効果が、他の第二次納税義務者に影響を及ぼす場合があることはもちろんである(第32条関係20参照)。</u> (1) (省略) (2) <u>第二次納税義務者の1人による納付又は第二次納税義務者の1人に過誤納金等の充当等があった場合には、その納付、過誤納金等の充当等による第二次納税義務の消滅が他の第二次納税義務者の第二次納税義務の範囲に含まれている限り、その限度で他の第二次納税義務者の第二次納税義務も消滅する。この場合における「範囲に含まれている」かどうかの判定は、分配等に係る財産の価額を基準として行う。</u> なお、分配等に係る財産の価額から第二次納税義務者の限度額を控除した額を超える額につき、他の第二次納税義務者<u>による納付、他の第二次納税義務者に過誤納金等の充当等があったときは、その超える額が、上記の「範囲に含まれてい</u>	(責めに任ずる) 7 法第34条第1項ただし書の「責めに任ずる」とは、清算人は分配等をした財産の価額を、分配等を受けた者はその受けた財産の価額を、それぞれ限度として第二次納税義務を負うことをいう。 (注) <u>合名会社又は合資会社</u>が解散した場合において、清算人及び残余財産の分配等を受けた者が、無限責任社員に該当し、法第33条《<u>無限責任社員</u>の第二次納税義務》に規定する第二次納税義務を負う場合には、法第34条第1項の規定は適用されない(法第34条第1項かつこ書)。 (第二次納税義務者相互の関係) 10 同一の分配等に基づく法第34条第1項の第二次納税義務者が2人以上ある場合には、それらの者相互の関係は、次のとおりとする。 なお、2回以上の分配等が行われ、それぞれの分配等ごとに法第34条第1項の第二次納税義務者がある場合においては、第二次納税義務者の1人につき生じた事由は、異なる回の分配等に基づく第二次納税義務者には、影響を及ぼさない。この場合において、<u>第二次納税義務者の納付、過誤納金等の充当等により主たる納税者の国税が消滅したときは、その主たる納税者の国税につき生じた効果が、他の第二次納税義務者に影響を及ぼす場合があることはもちろんである(第32条関係20参照)。</u> (1) (同左) (2) <u>第二次納税義務者の1人がその第二次納税義務を納付、過誤納金等の充当等した場合</u>には、その納付、過誤納金等の充当等による第二次納税義務の消滅が他の第二次納税義務者の第二次納税義務の範囲に含まれている限り、その限度で他の第二次納税義務者の第二次納税義務も消滅する。この場合における「範囲に含まれている」かどうかの判定は、分配等に係る財産の価額を基準として行う。 なお、分配等に係る財産の価額から第二次納税義務者の限度額を控除した額を超える額につき、他の第二次納税義務者<u>の納付、過誤納金等の充当等があったときは、その超える額が、上記の「範囲に含まれている」ことになる。</u>

改 正 後	改 正 前
る」ことになる。 〔例〕 （省略） 上記の例において、例えば、甲が第二次納税義務につき500万円納付したとき、甲の責任は、残額500万円（甲の限度額1,000万円－甲の納付額500万円）となり、各第二次納税義務者の責任の最高限度額は500万円となる。したがって、乙の責任は、100万円減少して500万円となり、丙の責任は400万円のままである。 （徴収すべき額に不足すると認められる場合） 19 法第34条第2項の「徴収すべき額に不足すると認められる場合」とは、納付通知書を発する時の現況において、信託財産に属する財産及び清算受託者（特定清算受託者以外の清算受託者に限る。）に帰属する固有財産で滞納処分（交付要求及び参加差押えを含む。）により徴収できるものの価額が、その信託に係る清算受託者に課されるべき又はその清算受託者が納付すべき国税の総額に満たないと客観的に認められる場合をいい、その判定は、滞納処分を現実に執行した結果に基づいてする必要はないものとする（第22条関係4参照）。 なお、上記の場合における財産の価額の算定については、平成26.6.27付徴徴3―7「公売財産評価事務提要の制定について」（事務運営指針）に定めるところによるほか、第22条関係4の(1)から(6)までに定めることに留意する。	〔例〕 （同左） 上記の例において、例えば、甲が第二次納税義務につき500万円納付したとき、甲の責任は、残額500万円（甲の限度額1,000万円－甲の納付額500万円）となり、各第二次納税義務者の責任の最高限度額は500万円となる。したがって、乙の責任は、100万円減少して500万円となり、丙の責任は400万円のままである。 （徴収すべき額に不足すると認められる場合） 19 法第34条第2項の「徴収すべき額に不足すると認められる場合」とは、納付通知書を発する時の現況において、信託財産に属する財産及び清算受託者（特定清算受託者以外の清算受託者に限る。）に帰属する固有財産で滞納処分（交付要求及び参加差押えを含む。）により徴収できるものの価額が、その信託に係る清算受託者に課されるべき又はその清算受託者が納付すべき国税の総額に満たない場合をいい、その判定は、滞納処分を現実に執行した結果に基づいてする必要はないものとする。 なお、上記の場合における財産の価額の算定については、平成26.6.27付徴徴3―7「公売財産評価事務提要の制定について」（事務運営指針）に定めるところによるほか、第22条関係4の(1)から(6)までに定めることに留意する。
第35条関係 同族会社の第二次納税義務 （1年以上前） 10 法第35条第1項の「1年以上前に取得したものを除く」とは、法定納期限の1年前の応当日以前に取得したものを除くことをいい、応当日の当日に取得したのもも第二次納税義務の対象から除かれる。この場合の応当日については、通則法第10条第2項《期限の特例》の規定は適用されない。 なお、滞納者が租税特別措置法第70条の7第1項《非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除》又は第70条の7の5第1項《医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除》の規定による納税の猶予を受けた贈与	第35条関係 同族会社の第二次納税義務 （1年以上前） 10 法第35条第1項の「1年以上前に取得したものを除く」とは、法定納期限の1年前の応当日以前に取得したものを除くことをいい、応当日の当日に取得したのもも第二次納税義務の対象から除かれる。この場合の応当日については、通則法第10条第2項《期限の特例》の規定は適用されない。 なお、滞納者が租税特別措置法第70条の7第1項《非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除》又は同法第70条の7の5第1項《医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除》の規定による納税の猶予を受けた

改 正 後	改 正 前
税を滞納している場合には、当該贈与税に係る法第35条の規定による第二次納税義務の適用に当たっては、当該贈与税に係る贈与の前に取得したものが第二次納税義務の対象から除かれることに留意する（租税特別措置法第70条の7第14項第7号、第70条の7の5第10項第6号）。 （資産及び負債の額の計算） 13 法第35条第2項の「資産の総額」及び「負債の総額」の算定に当たっては、法第32条第1項《納付通知書による告知等》の規定による納付通知書を発する日における貸借対照表又は財産目録を参考とし、<u>債権の回収可能性や債務の発生の実質性等を考慮して</u>、その日における<u>会社の資産及び負債の客観的な価額を算定</u>する。この場合において、上記の納付通知に係る第二次納税義務は、負債に含めない。 なお、上記の資産及び負債の総額の計算は、納付通知書を発する日の現況によるが、<u>資産及び負債について著しい増減がないなど</u>、特に徴収上支障がない限り、その日の直前の決算期（中間決算を含む。）の貸借対照表、財産目録又は法人税の決議書を参考として行っても差し支えない。	贈与税を滞納している場合には、当該贈与税に係る法第35条の規定による第二次納税義務の適用に当たっては、当該贈与税に係る贈与の前に取得したものが第二次納税義務の対象から除かれることに留意する（租税特別措置法第70条の7第14項第7号、<u>同法</u>第70条の7の5第10項第6号）。 （資産及び負債の額の計算） 13 法第35条第2項の「資産の総額」及び「負債の総額」の算定に当たっては、法第32条第1項《納付通知書による告知等》の規定による納付通知書を発する日における貸借対照表又は財産目録を参考として、その日における<u>会社財産の適正な価額を計算</u>する。この場合において、上記の納付通知に係る第二次納税義務は、負債に含めない。 なお、上記の資産及び負債の総額の計算は、<u>原則として</u>納付通知書を発する日の現況によるが、特に徴収上支障がない限り、その日の直前の決算期（中間決算を含む。）の貸借対照表、財産目録又は法人税の決議書を参考として行っても差し支えない。
第36条関係 実質課税額等の第二次納税義務 （実質課税） 4 法第36条第1号の「所得税法第12条（実質所得者課税の原則）又は法人税法第11条（実質所得者課税の原則）の規定により課された国税」及び法第36条第2号の「消費税法第13条（資産の譲渡等又は<u>特定仕入れ</u>を行った者の実質判定）の規定により課された国税」は、その所得税、法人税又は消費税が、申告、更正又は決定のいずれにより課されたかを問わない。	第36条関係 実質課税額等の第二次納税義務 （実質課税） 4 法第36条第1号の「所得税法第12条（実質所得者課税の原則）又は法人税法第11条（実質所得者課税の原則）の規定により課された国税」及び法第36条第2号の「消費税法第13条（資産の譲渡等を行った者の実質判定）の規定により課された国税」は、その所得税、法人税又は消費税が、申告、更正又は決定のいずれにより課されたかを問わない。
第39条関係 無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務 （1年前の日以後） 2 法第39条の「1年前の日以後」とは、法定納期限の1年前の応当日以後をいい、	第39条関係 無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務 （1年前の日以後） 2 法第39条の「1年前の日以後」とは、法定納期限の1年前の応当日以後をいい、

改 正 後	改 正 前
応当日の当日にされた譲渡、債務の免除その他第三者に利益を与える処分についても、法第39条の規定が適用される。 なお、次のことに留意する。 (1) (省略) (2) 譲渡等の処分につき登記等の対抗要件又は効力発生要件の具備を必要とするときは、その要件を具備した日によって、1年前の日以後であるかどうかを判定する（平成29.11.17大阪高判参照）。この場合において、仮登記とそれに基づく本登記があるときは本登記によって、<u>処分禁止の仮処分の登記とその仮処分により保全された登記請求権に基づく登記があるときはその登記請求権に基づく登記によって（平成29.11.17大阪高判参照）、それぞれ判定する。</u> なお、譲渡等の処分がされた時が登記等の日後であることが訴訟等により明らかにされている場合には、その日によって判定する。 （著しく低い額の対価の判定） 7 法第39条の「著しく低い額の対価」によるものであるかどうかは、当該財産の種類、数量の多寡、時価と対価の差額の大小等を総合的に勘案して、社会通念上、通常の取引に比べ著しく低い額の対価であるかどうかによって判定し（平成2.2.15広島地判、平成13.11.9福岡高判参照）、次のことに留意する。 (1)・(2) (省略) （著しく低いかどうかの判定の時期） 8 法第39条の「著しく低い額の対価」によるものであるかどうかの判定は、原則として、その譲渡等の処分の基因となった契約が成立した時の現況による。したがって、条件付契約、予約契約、効力発生要件が別にある場合の契約等、契約が成立した時とそれに基づき譲渡等の処分がされた時（権利を取得し、又は義務を免れた時）が異なる場合であっても、契約が成立した時の現況により判定する（昭和50.4.22広島地判）。	応当日の当日にされた譲渡、債務の免除その他第三者に利益を与える処分についても、法第39条の規定が適用される。 なお、次のことに留意する。 (1) (同左) (2) 譲渡等の処分につき登記等の対抗要件又は効力発生要件の具備を必要とするときは、その要件を具備した日によって、1年前の日以後であるかどうかを判定する（昭和49.10.25大阪地判、昭和55.3.14東京高判参照）。この場合において、仮登記とそれに基づく本登記があるときは、<u>本登記によって判定する。</u> なお、譲渡等の処分がされた時が登記等の日後であることが訴訟等により明らかにされている場合には、その日によって判定する。 （著しく低い額の対価の判定） 7 法第39条の「著しく低い額の対価」によるものであるかどうかは、当該財産の種類、数量の多寡、時価と対価の差額の大小等を総合的に勘案して、社会通念上、通常の取引に比べ著しく低い額の対価であるかどうかによって判定し（昭和44.7.2松山地判、昭和48.11.29東京高判、平成2.2.15広島地判、平成13.11.9福岡高判、平成21.11.12東京高判参照）、次のことに留意する。 (1)・(2) (同左) （著しく低いかどうかの判定の時期） 8 法第39条の「著しく低い額の対価」によるものであるかどうかの判定は、原則として、その譲渡等の処分の基因となった契約が成立した時の現況による。したがって、条件付契約、予約契約、効力発生要件が別にある場合の契約等、契約が成立した時とそれに基づき譲渡等の処分がされた時（権利を取得し、又は義務を免れた時）が異なる場合であっても、契約が成立した時の現況により判定する（昭和35.4.7高松地判、昭和50.4.22広島地判）。

改 正 後	改 正 前
第47条関係 差押えの要件 (滞納者の名義でない場合の帰属認定) 21 20の(1)から(3)までに掲げる財産並びに(5)及び(6)に掲げる財産については、所持している者又は登記（記載又は記録を含む。以下21において同じ。）の名義人（以下21において「名義人等」という。）が滞納者でない場合であっても、帳簿書類、当事者の陳述等に基づき次に掲げる事項が明らかであるときは、その財産は、滞納者に帰属しているのであるから、滞納者の財産として差し押さえることができる。この場合において、その財産が20の<u>(2)の登録国債又は(3)、(5)若しくは(6)</u>の財産であるときは、登記の名義を滞納者に変更させる必要がある。 (1)～(4) （省略）	第47条関係 差押えの要件 (滞納者の名義でない場合の帰属認定) 21 20の(1)から(3)までに掲げる財産並びに(5)及び(6)に掲げる財産については、所持している者又は登記（記載又は記録を含む。以下21において同じ。）の名義人（以下21において「名義人等」という。）が滞納者でない場合であっても、帳簿書類、当事者の陳述等に基づき次に掲げる事項が明らかであるときは、その財産は、滞納者に帰属しているのであるから、滞納者の財産として差し押さえることができる。この場合において、その財産が20の<u>(2)、(3)、(5)又は(6)</u>の財産であるときは、登記の名義を滞納者に変更させる必要がある。 (1)～(4) （同左）
第48条関係 超過差押え及び無益な差押えの禁止 (超過差押えの禁止の例外) 4―2 租税特別措置法第70条の7第1項《非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除》の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する特例受贈非上場株式等に係る同項の認定贈与承継会社の株式又は出資が提供された場合において、当該株式又は出資を換価に付しても買受人がいないときは、法第48条第1項の規定にかかわらず、当該担保を提供した納税者の他の財産を差し押さえることができる（租税特別措置法第70条の7第13項第7号）。 なお、租税特別措置法第70条の7の2第1項《非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除》の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する特例非上場株式等に係る同項の認定承継会社の株式又は出資が提供された場合、同法第70条の7の4第1項《非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除》の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する特例相続非上場株式等に係る認定相続承継会社の株式又は出資が提供された場合、同法第70条の7の5第1項《医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除》の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する経済的利益に係る認定医療法	第48条関係 超過差押え及び無益な差押えの禁止 (超過差押えの禁止の例外) 4―2 租税特別措置法第70条の7第1項《非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除》の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する特例受贈非上場株式等に係る同項の認定贈与承継会社の株式又は出資が提供された場合において、当該株式又は出資を換価に付しても買受人がいないときは、法第48条第1項の規定にかかわらず、当該担保を提供した納税者の他の財産を差し押さえることができる（租税特別措置法第70条の7第14項第7号）。 なお、租税特別措置法第70条の7の2第1項《非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除》の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する特例非上場株式等に係る同項の認定承継会社の株式又は出資が提供された場合、同法第70条の7の4第1項《非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除》の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する特例相続非上場株式等に係る認定相続承継会社の株式又は出資が提供された場合、同法第70条の7の5第1項《医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除》の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する経済的利益に係る認定医療法

改正後	改正前
人の持分が提供された場合及び第70条の7の8第1項《医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除》の規定による納税の猶予の担保として同項の認定医療法人の持分が提供された場合も同様である（同法第70条の7の2第14項第7号、第70条の7の4第11項、第70条の7の5第10項第6号、第70条の7の8第10項第1号）。 第51条関係 相続があった場合の差押え （請求を相当と認めるとき） 8 法第51条第3項の差押換えの「請求を相当と認めるとき」とは、相続人が差し押さえるべきことを請求した相続財産により被相続人の国税の全額を徴収することができると認められるときをいうが、次に掲げるときは、その請求を相当と認めるものとする。 (1)～(3) （省略） (4) 2人以上の相続人がそれぞれ差押換えを請求した場合において、差し押さえるべきことを請求した相続財産の処分予定価額が被相続人の国税に満たないときにおいても、その相続財産を一括換価（第89条関係4参照）することにより被相続人の国税を徴収することができると認められるとき。 第58条関係 第三者が占有する動産等の差押手続 （親族その他の特殊関係者の判定） 2 法第58条第1項の「親族その他の特殊関係者」とは、令第14条第2項各号に掲げる者をいい（法第39条、第39条関係11から11－7まで参照）、これに該当するかどうかの判定は、差押えをしようとする時の現況によるものとする。 第71条関係 自動車、建設機械又は小型船舶の差押え 徴収職員の占有	人の持分が提供された場合及び第70条の7の8第1項《医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除》の規定による納税の猶予の担保として同項の認定医療法人の持分が提供された場合も同様である（同法第70条の7の2第14項第7号、第70条の7の4第11項、第70条の7の5第10項第6号、第70条の7の8第10項第1号）。 第51条関係 相続があった場合の差押え （請求を相当と認めるとき） 8 法第51条第3項の差押換えの「請求を相当と認めるとき」とは、相続人が差し押さえるべきことを請求した相続財産により被相続人の国税の全額を徴収することができると認められるときをいうが、次に掲げるときは、その請求を相当と認めるものとする。 (1)～(3) （同左） (4) 2人以上の相続人がそれぞれ差押換えを請求した場合において、差し押さえるべきことを請求した相続財産の価額が被相続人の国税に満たないときにおいて、その相続財産を一括換価（第89条関係5参照）することにより被相続人の国税を徴収することができると認められるとき。 第58条関係 第三者が占有する動産等の差押手続 （親族その他の特殊関係者の判定） 2 法第58条第1項の「親族その他の特殊関係者」とは、令第13条各号に掲げる者をいい（法第38条参照）、これに該当するかどうかの判定は、差押えをしようとする時の現況によるものとする。 第71条関係 自動車、建設機械又は小型船舶の差押え 徴収職員の占有

改 正 後	改 正 前
(引渡命令) 14 自動車、建設機械又は小型船舶を差し押さえた場合には、税務署長は、滞納者に対してその引渡しを命じ、徴収職員にそれを占有させることができる（法第71条第3項）。この場合において、徴収職員は、次に掲げるところにより占有するものとする。 なお、滞納者が引渡命令に応じないときは、法第142条《搜索の権限及び方法》の規定により、搜索その他の処分を行うことができる。 (1) (省略) (2) 特殊関係者等が占有している場合 差し押さえた自動車、建設機械又は小型船舶を滞納者の親族その他の特殊関係者（<u>第39条関係11から11－7</u>まで参照）が占有している場合には、税務署長は、滞納者及び親族その他の特殊関係者に対して直ちに引き渡すべきことを命じ、徴収職員は(1)に準じて直ちにその占有ができる（法第71条第4項、第56条第1項）。 (3) (省略)	(引渡命令) 14 自動車、建設機械又は小型船舶を差し押さえた場合には、税務署長は、滞納者に対してその引渡しを命じ、徴収職員にそれを占有させることができる（法第71条第3項）。この場合において、徴収職員は、次に掲げるところにより占有するものとする。 なお、滞納者が引渡命令に応じないときは、法第142条《搜索の権限及び方法》の規定により、搜索その他の処分を行うことができる。 (1) (同左) (2) 特殊関係者等が占有している場合 差し押さえた自動車、建設機械又は小型船舶を滞納者の親族その他の特殊関係者（<u>第38条関係1から8</u>まで参照）が占有している場合には、税務署長は、滞納者及び親族その他の特殊関係者に対して直ちに引き渡すべきことを命じ、徴収職員は(1)に準じて直ちにその占有ができる（法第71条第4項、第56条第1項）。 (3) (同左)
第 82 条関係 交付要求の手続 交付要求ができる国税 1 法第 82 条第 1 項の「滞納」とは、法第 2 条第 9 号《滞納者の定義》にいう「納付の期限までに国税を納付しない」ことをいう。 なお、同項の「滞納に係る国税」については、次のことに留意する。 (1)～(4) (省略) (5) 租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項《非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除》、第 70 条の 7 の 2 第 1 項《非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除》又は第 70 条の 7 の 4 第 1 項《非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除》の規定による納税の猶予を受けている納税者から、同法第 70 条の 7 <u>第 16 項</u>、第 70 条の 7 の 2 第 17 項又は第 70 条の 7 の 4 第 12 項に規定する免除申請書の提出があった場合には、当該申請書において免除を受けようとする贈与税又は相続税については、税務署長が同法第 70 条の 7 <u>第 17 項</u>、第 70 条の 7 の 2 第 18 項又は第 70 条の 7 の 4 第 12 項に規定する免除等の通知を発する日までは、法第	第 82 条関係 交付要求の手続 交付要求ができる国税 1 法第 82 条第 1 項の「滞納」とは、法第 2 条第 9 号《滞納者の定義》にいう「納付の期限までに国税を納付しない」ことをいう。 なお、同項の「滞納に係る国税」については、次のことに留意する。 (1)～(4) (同左) (5) 租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項《非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除》、第 70 条の 7 の 2 第 1 項《非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除》又は第 70 条の 7 の 4 第 1 項《非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除》の規定による納税の猶予を受けている納税者から、同法第 70 条の 7 <u>第 17 項</u>、第 70 条の 7 の 2 第 17 項又は第 70 条の 7 の 4 第 12 項に規定する免除申請書の提出があった場合には、当該申請書において免除を受けようとする贈与税又は相続税については、税務署長が同法第 70 条の 7 <u>第 18 項</u>、第 70 条の 7 の 2 第 18 項又は第 70 条の 7 の 4 第 12 項に規定する免除等の通知を発する日までは、法第

改 正 後	改 正 前
82 条第 1 項の「滞納に係る国税」には当たらない（租税特別措置法第 70 条の 7 <u>第 13 項</u>第 8 号、第 70 条の 7 の 2 第 14 項第 8 号、第 70 条の 7 の 4 第 11 項）ことから、交付要求をすることができない。	82 条第 1 項の「滞納に係る国税」には当たらない（租税特別措置法第 70 条の 7 <u>第 14 項</u>第 8 号、第 70 条の 7 の 2 第 14 項第 8 号、第 70 条の 7 の 4 第 11 項）ことから、交付要求をすることができない。
第 89 条関係 換価する財産の範囲	第 89 条関係 換価する財産の範囲
換価ができない場合	換価ができない場合
6 次に掲げる国税については、原則として、それぞれに掲げる期間内は、換価をすることができない。	6 次に掲げる国税については、原則として、それぞれに掲げる期間内は、換価をすることができない。
なお、果実等については、法第 90 条第 1 項及び第 2 項《果実等の換価の制限》の規定の適用がある。	なお、果実等については、法第 90 条第 1 項及び第 2 項《果実等の換価の制限》の規定の適用がある。
(1)～(6) (省略)	(1)～(6) (同左)
(7) 通則法第 46 条第 1 項から第 3 項まで《納税の猶予の要件等》、租税特別措置法第 40 条の 3 の 4 《内部取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》、第 41 条の 19 の 5 《国外所得金額の計算の特例》、第 66 条の 4 の 2 《国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》、第 66 条の 4 の 3 《外国法人の内部取引に係る課税の特例》、第 67 条の 18 《国外所得金額の計算の特例》、第 68 条の 88 の 2 《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》又は第 68 条の 107 の 2 《連結法人の連結国外所得金額の計算の特例》の規定による納税の猶予がされている場合におけるその猶予された国税 その猶予期間（通則法第 48 条第 1 項、租税特別措置法第 40 条の 3 の 4 第 4 項、第 41 条の 19 の 5 <u>第 13 項</u>、第 66 条の 4 の 2 第 4 項、第 66 条の 4 の 3 <u>第 14 項</u>、第 67 条の 18 <u>第 13 項</u>、第 68 条の 88 の 2 第 4 項、第 68 条の 107 の 2 <u>第 13 項</u>）	(7) 通則法第 46 条第 1 項から第 3 項まで《納税の猶予の要件等》、租税特別措置法第 40 条の 3 の 4 《内部取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》、第 41 条の 19 の 5 《国外所得金額の計算の特例》、第 66 条の 4 の 2 《国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》、第 66 条の 4 の 3 《外国法人の内部取引に係る課税の特例》、第 67 条の 18 《国外所得金額の計算の特例》、第 68 条の 88 の 2 《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》又は第 68 条の 107 の 2 《連結法人の連結国外所得金額の計算の特例》の規定による納税の猶予がされている場合におけるその猶予された国税 その猶予期間（通則法第 48 条第 1 項、租税特別措置法第 40 条の 3 の 4 第 4 項、第 41 条の 19 の 5 <u>第 10 項</u>、第 66 条の 4 の 2 第 4 項、第 66 条の 4 の 3 <u>第 11 項</u>、第 67 条の 18 <u>第 10 項</u>、第 68 条の 88 の 2 第 4 項、第 68 条の 107 の 2 <u>第 10 項</u>）
(8)～(18) (省略)	(8)～(18) (同左)
第 116 条関係 買受代金の納付の効果	第 116 条関係 買受代金の納付の効果
権利移転の時期	権利移転の時期
2 換価財産の権利移転の時期は、買受人が買受代金の全額を納付した時である（法第	2 換価財産の権利移転の時期は、買受人が買受代金の全額を納付した時である（法第

改 正 後	改 正 前
116 条第 1 項）。 なお、次に掲げる財産については、それぞれに掲げる要件を満たさなければ権利移転の効力が生じない。 (1)～(5) （省略） (6) 農地又は採草放牧地の所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃貸借又はその他の使用及び収益を目的とする権利の移転については、農業委員会の許可（農地法第 3 条第 1 項、第 7 項） <u>(7) 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。）にするためのこれらの土地の所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃貸借又はその他の使用及び収益を目的とする権利の移転については、都道府県知事又は農林水産大臣が指定する市町村の長の許可（農地法第 5 条第 1 項、第 3 項）</u> <u>(8)</u> （省略）	116 条第 1 項）。 なお、次に掲げる財産については、それぞれに掲げる要件を満たさなければ権利移転の効力が生じない。 (1)～(5) （同左） (6) 農地又は採草放牧地の所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃貸借若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利の移転については、農業委員会の許可（<u>買受人がその住所のある市町村の区域の外にある農地又は採草放牧地についてこれらの権利を取得する場合には、都道府県知事の許可</u>）（農地法第 3 条第 1 項、第 7 項） （新設） <u>(7)</u> （同左）
第 144 条関係 搜索の立会人 （<u>地方公共団体</u>） 6 法第 144 条の「<u>地方公共団体</u>」とは、搜索をする場所の所在する都道府県、市町村、<u>特別区、地方公共団体の組合及び財産区</u>をいう（地方自治法第 1 条の 3 参照）。	第 144 条関係 搜索の立会人 （<u>市町村長の補助機関である職員</u>） 6 法第 144 条の「<u>市町村長の補助機関である職員</u>」とは、搜索をする場所の所在する市町村（<u>特別区を含む。</u>）における地方自治法第 172 条第 1 項《職員》の職員をいい、都道府県の職員はこれに該当しない。
第 159 条関係 保全差押え 保全差押え （要件） 1 保全差押金額を限度として直ちに差し押さえることができる場合は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合である（法第 159 条第 1 項）。 (1) 納税義務があると認められる者が、不正に国税を免れ、又は国税の還付を受けたこ	第 159 条関係 保全差押え 保全差押え （要件） 1 保全差押金額を限度として直ちに差し押さえることができる場合は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合である（法第 159 条第 1 項）。 (1) 納税義務があると認められる者が、不正に国税を免れ、又は国税の還付を受けたこ

改 正 後	改 正 前
との嫌疑に基づき、<u>通則法第 11 章《犯則事件の調査及び処分》</u>の規定による差押え、<u>記録命令付差押え</u>若しくは領置又は刑事訴訟法の規定による押収、領置若しくは逮捕を受けたこと。 (2) (1)の差押え、<u>押収</u>等の処分に係る国税の納付すべき額の確定後においては、その国税の全額の徴収を確保することができないと認められること。 (納税義務者) 2 法第 159 条第 1 項の「納税義務があると認められる者」とは、所得税法その他の税法に規定する納税義務があると認められる者のうち、1 の(1)の差押え、<u>押収</u>等の処分を受けた者（以下第 159 条関係において「納税義務者」という。）をいう。 (差押え) 3 法第 159 条第 1 項の「差押え」とは、<u>通則法第 132 条第 1 項若しくは第 2 項《臨検、捜索又は差押え等》</u>又は第 133 条第 1 項若しくは第 2 項《通信事務を取り扱う者に対する差押え》の規定による差押えをいう。 (記録命令付差押え) 3－2 <u>法第 159 条第 1 項の「記録命令付差押え」とは、通則法第 132 条第 1 項《臨検、捜索又は差押え等》の規定による記録命令付差押えをいう。</u> (領置) 4 法第 159 条第 1 項の「領置」とは、<u>通則法第 131 条第 1 項《質問、検査又は領置等》</u>又は刑事訴訟法第 101 条《領置》の規定による領置をいう。 (押収) 5 法第 159 条第 1 項の「押収」とは、刑事訴訟法第 99 条《差押え、提出命令》、<u>第 99 条の 2 《記録命令付差押え》</u>及び第 100 条《郵便物の押収》の規定による差押え、<u>記録命令付差押え</u>及び提出命令をいうものとする。	との嫌疑に基づき、<u>国税犯則取締法</u>の規定による差押え若しくは領置又は刑事訴訟法の規定による押収、領置若しくは逮捕を受けたこと。 (2) (1)の差押え、<u>領置</u>等の処分に係る国税の納付すべき額の確定後においては、その国税の全額の徴収を確保することができないと認められること。 (納税義務者) 2 法第 159 条第 1 項の「納税義務があると認められる者」とは、所得税法その他の税法に規定する納税義務があると認められる者のうち、1 の(1)の差押え、<u>領置</u>等の処分を受けた者（以下第 159 条関係において「納税義務者」という。）をいう。 (差押え) 3 法第 159 条第 1 項の「<u>差押</u>」とは、<u>国税犯則取締法第 2 条第 1 項若しくは第 2 項《臨検、捜索、差押え》</u>又は第 3 条《要急事件》の規定による差押えをいう。 (新設) (領置) 4 法第 159 条第 1 項の「領置」とは、<u>国税犯則取締法第 1 条《質問・物件の検査・領置》</u>又は刑事訴訟法第 101 条《領置》の規定による領置をいう。 (押収) 5 法第 159 条第 1 項の「押収」とは、刑事訴訟法第 99 条《差押え、提出命令》の規定による差押え及び提出命令並びに同法第 100 条《郵便物の押収》、第 103 条《公務上の秘密と押収》及び第 105 条《業務上の秘密と押収》の規定による押収をいうものとする。

改正後	改正前
(直ちに) 8 法第 159 条第 1 項の「直ちに<u>差し押さえる</u>ことができる」とは、法第 47 条《差押の要件》に規定する差押えの要件を満たすことを要せず、差押えができることをいう。 なお、保全差押金額の決定後保全差押えをするまでの間に納付すべき国税が確定したときは、その確定した国税の額に相当する保全差押金額については、保全差押えをすることができない。 第 171 条関係 滞納処分に関する不服申立て等の期限の特例 (<u>3 月</u>を経過した日) 5 法第 171 条第 1 項第 1 号の「<u>3 月</u>を経過した日」が休日等に当たるときは、これらの日の翌日をもってその期限とみなされる（通則法第 10 条第 2 項参照）。 (注) (省略)	(直ちに) 8 法第 159 条第 1 項の「直ちに<u>差し押える</u>ことができる」とは、法第 47 条《差押の要件》に規定する差押えの要件を満たすことを要せず、差押えができることをいう。 なお、保全差押金額の決定後保全差押えをするまでの間に納付すべき国税が確定したときは、その確定した国税の額に相当する保全差押金額については、保全差押えをすることができない。 第 171 条関係 滞納処分に関する不服申立て等の期限の特例 (<u>2 月</u>を経過した日) 5 法第 171 条第 1 項第 1 号の「<u>2 月</u>を経過した日」が休日等に当たるときは、これらの日の翌日をもってその期限とみなされる（通則法第 10 条第 2 項参照）。 (注) (同左)